

議案第 2 2 号

四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 8 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例

四万十町社会体育施設条例（平成18年四万十町条例第183号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
四万十町窪川運動場	四万十町金上野949番地
四万十町志和体育館	四万十町志和423番地イ
四万十町丸山体育館	四万十町東川角乙609番地 3
四万十町大正テニスコート	四万十町大正278番地 1
四万十町十和体育館	四万十町久保川41番地 1
四万十町古城体育館	四万十町古城875番地 2
四万十町大道体育館	四万十町大道1351番地11

第 8 条の表を次のように改める。

施設名		使用時間
窪川運動場	野球場	日の出から午後 9 時30分まで
	多目的広場	日の出から午後 9 時30分まで
	テニスコート	日の出から午後 9 時30分まで
志和体育館		午前 8 時から午後 9 時30分まで
丸山体育館		午前 8 時から午後 9 時30分まで
大正テニスコート		日の出から午後10時まで
古城体育館		午前 8 時から午後10時まで
十和体育館		午前 8 時から午後10時まで

大道体育館	午前 8 時から午後10時まで
-------	-----------------

別表中、「備考 2 1 時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、夜間料金（照明を使用するときの料金）については、最初の 1 時間は、表に掲げる料金とし、以後30分ごとに表に掲げる料金の半額を追加する。」の次に、次のように加える。

2 志和体育館・丸山体育館

使用料（1 時間につき）			
一般	510円	登録団体	310円

備考

1 1 時間未満の端数は、切り上げて計算する。

2 「登録団体」とは、四万十町社会教育登録団体をいう。

別表中「2 大正テニスコート」を「3 大正テニスコート」に、「3 古城体育館・十和体育館・大道体育館」を「4 古城体育館・十和体育館・大道体育館」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。